

## 広島県告示第百四十九号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表の二〇四の項中「プリント回路板製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表の二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・電子デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。
- 2 平成二十六年三月三十一日までの間は、Cc、Cco、Cci及びCcj（平成三年七月一日（別表第一の六の項から一一の項までに掲げる指定地域内事業場にあつては、それぞれ当該各項の下欄に掲げる基準日）から平成二十四年四月三十日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水に係るものに限る。）の値に係る業種その他の区分については、なお従前の例による。